〇一〇一・九〇	その他のもの		
	馬		
	軽種馬以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの		A
	その他のもの		
	軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）		A
	その他のもの		X
	ろ馬、ら馬及びヒニー		A
〇一・〇二	牛（生きているものに限る。）		
〇一〇二・一〇	純粋種の繁殖用のもの		A
〇一〇二・九〇	その他のもの		
	水牛		A
	その他のもの		X
〇一・〇三	豚（生きているものに限る。）		
〇一〇三・一〇	純粋種の繁殖用のもの		A
	その他のもの		
〇一〇三・九一	一頭の重量が五〇キログラム未満のもの		X
〇一〇三・九二	一頭の重量が五〇キログラム以上のもの		X
〇一・〇四	羊及びやぎ（生きているものに限る。）		A
〇一・〇五	家きん（鶏（ガルルス・ドメスティクス）、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。）		A
〇一・〇六	その他の動物（生きているものに限る。）		A
第二類	肉及び食用のくず肉		
〇二・〇一	牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		X
〇二・〇二	牛の肉（冷凍したものに限る。）		X
〇二・〇三	豚の肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）		
	生鮮のもの及び冷蔵したもの		
〇二〇三・一一	枝肉及び半丸枝肉		
	いのししのもの		A
	その他のもの		X
〇二〇三・一二	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）		
	いのししのもの		A
	その他のもの		X
〇二〇三・一九	その他のもの		
	いのししのもの		A
	その他のもの		X
	冷凍したもの		
〇二〇三・二一	枝肉及び半丸枝肉		
	いのししのもの		A
	その他のもの		X
〇二〇三・二二	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）		
	いのししのもの		A
	その他のもの		X
〇二〇三・二九	その他のもの		
	いのししのもの		A
	その他のもの		X
〇二・〇四	羊又はやぎの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）		A
〇二〇五・〇〇	馬、ろ馬、ら馬又はヒニーの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）		A
〇二・〇六	食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）		
〇二〇六・一〇	牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		X
	牛のもの（冷凍したものに限る。）		
〇二〇六・二一	舌		X
〇二〇六・二二	肝臓		X
〇二〇六・二九	その他のもの		X
〇二〇六・三〇	豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
	いのししのもの		A
	その他のもの		X
	豚のもの（冷凍したものに限る。）		
〇二〇六・四一	肝臓		
	いのししのもの		A
	その他のもの		X
〇二〇六・四九	その他のもの		
	いのししのもの		A
	その他のもの		X
〇二〇六・八〇	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		A
〇二〇六・九〇	その他のもの（冷凍したものに限る。）		A
〇二・〇七	肉及び食用のくず肉で、第〇一・〇五項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）		
	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの		
〇二〇七・一一	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		X
〇二〇七・一二	分割してないもの（冷凍したものに限る。）		X
〇二〇七・一三	分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		X
〇二〇七・一四	分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）		
	肝臓		A
	その他のもの		X
	七面鳥のもの		
〇二〇七・二四	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		A
〇二〇七・二五	分割してないもの（冷凍したものに限る。）		A
〇二〇七・二六	分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		A
〇二〇七・二七	分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）		A
	あひる、がちょう又はほろほろ鳥のもの		
〇二〇七・三二	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
	あひるのもの	九・六％	B 10
	その他のもの		A
〇二〇七・三三	分割してないもの（冷凍したものに限る。）		A
〇二〇七・三四	脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		A
〇二〇七・三五	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
	あひるのもの	九・六％	B 10
	その他のもの		A
〇二〇七・三六	その他のもの（冷凍したものに限る。）		A
〇二・〇八	その他の肉及び食用のくず肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）		A
〇二〇九・〇〇	家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪（溶出その他の方法で抽出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）		A